明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通・環境一）　一

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務五四、五六、五七、五九）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同五五）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同五八）　四
○史跡に指定する件（文部科学二三）　五
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同二四）　六
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（同二五）　六
○史跡に地域を追加して指定する件（同二六）　八
○名勝に指定する件（同二七）　一〇
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同二八）　一〇
○記念物を登録記念物に登録する件（同二九）　一〇

〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度第三・四半期における予算使用の状況（内閣）　一〇
令和六年度第三・四半期における国庫の状況（同）　一〇
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（青森労働局最低工賃公示一）　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

省　令

厚生労働省令第一号
国土交通省・環境省令第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（再資源化解体の許可の申請） **第二条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無 六～十　（略）	（再資源化解体の許可の申請） **第二条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無 六～十　（略）

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。